

松阪市役所職員食堂（本庁舎食堂）事業委託業務事業者選定に係る  
企画提案書募集要項

## 第1 目的等

松阪市職員共済組合（以下「共済組合」という。）は、市役所庁舎の福利厚生施設運営事業について、多様化する職員ニーズに対応し職員の福利厚生を増進させ、また職務の能率向上に繋げるため、安定した経営と質の高いサービスの提供が可能な委託事業者を選定することを目的として、企画提案コンペ方式により事業者を募集します。

## 第2 募集の内容

### 1 委託業務名

松阪市役所職員食堂（本庁舎食堂）事業委託業務

### 2 業務委託者

松阪市職員共済組合

### 3 施設の概要

(1) 市役所本庁舎所在地 松阪市殿町1340番地1

(2) 職員数 約980人（市役所本庁舎、分館の正規・会計年度職員数）

(3) 食堂 市役所地下1階

食堂 145.9㎡（140席）

厨房 46.7㎡

(4) 食堂の現在の利用状況

食堂は市民も利用します。また、職員等が食事・休息するためのフリースペースとして利用することから、持込みでの食事利用もあります。

(5) 食堂・厨房の現況

別紙図面「市役所本館 地下及び厨房図面」を参考にしてください。

### 4 委託期間

令和8年8月1日～令和9年7月31日（1年間）

営業開始は、原則として令和8年8月3日（月）としますが、受託者と共済組合が協議したうえ、委託期間とあわせて変更する場合があります。

また、事業者の施設等使用状況及び営業状況等を勘案し、期間満了後は、食堂事業委託条件の違反等がなく、庁内食堂として良好な運営状況と認められる場合で、使用を許可でき

ると共済組合が判断した場合、1年度毎に食堂事業委託を更新（最長5年間）する事ができるものとする。ただし、契約期間内であっても、共済組合が食堂利用者にとって満足度が低く、不適切な運営状況であると判断した場合は、契約を打ち切る事が出来るものとする。なお、新たに契約を更新しない場合は、期間満了の3箇月前までに意思表示すること。

## 5 経費負担等

### (1) 委託料

共済組合からの委託料は発生しません。

### (2) 光熱水費

電気・水道代は共済組合が負担し、ガス代は受託者の負担とします。

※ガスの利用については、受託者がガス事業者との契約など必要な手続きを行ってください。

※（参考）令和7年9月末まで営業していた事業者のガス代は、季節、調理方法等により異なりますが、おおよそ1ヶ月30,000円程度です。

### (3) 電話

外線電話はあります。通話料は受託者の負担とします。

### (4) 維持管理手数料

施設維持管理手数料は免除します。

### (5) その他

ア 人件費、廃棄物処理費、その他運営に要する経費は受託者が負担してください。

イ 共済組合と受託者との経費分担について、（別表1）「経費の負担区分」で定めています。

## 6 委託業務内容等

### (1) 運営方法

運営方法は直営とし、運営会社がフランチャイズ契約等に基づき第三者に運営を任せたり、運営会社のフランチャイズ加盟者等が運営を行ったりすることはできません。

### (2) 基本コンセプト、販売形態等

|         |  |
|---------|--|
| 基本コンセプト | 職員の福利厚生を増進を図るため、ニーズに合致したメニュー構成及び多人数への利用者に対応した食事を提供してください。なお、職員食堂は職員以外の来庁者も利用します。<br>また、地下食堂での販売形態が基本ですが、庁舎内への出前や、市・市の関係団体の注文に基づく庁舎外イベントへの配達等も可能です。ただし、外部の顧客への配達・営業を目的とした施設の使用はできません。 |
|---------|--|

|        |   |
|--------|---|
| メニュー等  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・メニュー、商品構成、価格を自由に提案してください。ただし、下記の必須商品構成を含めて提案してください。</li> <li>・アルコール類の提供は禁止とします。</li> <li>・運営開始後の価格の変更は、事前に共済組合の承認を得てください。</li> <li>・食堂利用者のための給茶機を共済組合が設置しています。茶葉は共済組合で提供しますが、運用は受託者が行ってください。</li> </ul> |
| 必須商品構成 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・日替わり定食：1種類以上</li> <li>・麺類（ラーメン又は、うどん等）：1種類以上</li> <li>・カレーライス又は、丼物：1種類以上</li> </ul>   |
| 配膳形態等  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・料金前払いでのセルフサービス方式など、利用者にとって分かりやすく、衛生的で効率的な配膳形態としてください。</li> </ul>  |
| 販売形態   | <p>券売機（現金）による販売を原則とします。なお、券売機は共済組合で設置しています。</p> <p>各所属・会議室等へ弁当の出前を行う場合は、その限りではありません。</p>  |
| 清掃     | <p>食堂、厨房内の清掃は受託者が実施してください。受託者において清潔な環境を保つよう努めてください。</p>   |
| 廃棄物処理  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・受託者が営業活動において排出した廃棄物は、受託者の責任で回収、処分を行ってください。</li> <li>・各所属・会議室等に出前した弁当容器等についても、受託者の責任で回収、処分を行ってください。</li> </ul>   |

### (3) 営業日及び営業時間

|       |  |
|-------|--|
| 営業日   | <p>営業日は庁舎の開庁日（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日以外の日）とします。</p>            |
| 営業時間  | <p>下記の就業時間内で自由に提案してください。</p> <p>※11:30～13:30は必須</p> <p>【就業可能時間】8時30分から17時15分まで</p> |
| 過去の状況 | <p>昼食 11:30～13:30</p> <p>利用件数（日によって変動あり：令和6年度実績）</p> <p>40～60食/日（平均47食）</p>        |

### (4) 備品等

|    |  |
|----|--|
| 備品 | <p>既存の食堂にある厨房設備機器・備品等については、無償で貸与しま</p> |
|----|--|

|          |  |
|----------|--|
|          | す。追加厨房設備機器・備品等が必要な場合は、受託者において整備してください。ただし、受託者と共済組合で協議のうえ、共済組合が必要と認めた厨房設備機器については、共済組合が追加整備をします。 |
| 既存の備品等   | 別紙：「食堂・厨房備品等一覧表」のとおり   |
| 調理用品・什器等 | 調理用品、什器等については、受託者において必要なものを整備してください。ただし、共済組合が所有する調理用品、什器等については使用することができます。                     |
| 消耗品等     | 食堂営業に必要な消耗品は、受託者において準備、提供等をしてください。   |

#### (5) 施設改装等

施設の改装が必要な場合は、事前に共済組合及び庁舎管理者と協議のうえ、受託者の負担において改装してください（電気工事等を含む）。

改装時期については、受託者、共済組合及び庁舎管理者と協議し決定します。なお、業務委託期間が満了したときは、受託者の負担により使用施設の施設設備等を原状に回復し、返還しなければなりません（共済組合及び庁舎管理者が原状回復の必要がないと認めた場合を除く）。

#### (6) その他

ア 受託者は、共済組合からの求めに応じ、年2回程度、売上や食数等を報告してください。

イ 受託者は、本業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。

ウ 受託者は、業務の遂行にあたっては、食品衛生法（昭和22年法律第233号）、松阪市庁舎管理規則（平成17年規則41号）等の食堂を管理運営するための業務に関連する全ての法令等を遵守することとします。

エ 受託者は、食品衛生法第52条の規定による営業の許可を受けるものとし、これに要する費用は受託者の負担とします。

オ 受託者は、本業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできません。このことは、委託業務終了後も同様とします。

カ 受託者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。

（ア）断固として不当介入を拒否すること。

（イ）警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

（ウ）共済組合に報告すること。

（エ）契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、共済組合との協議を行

うこと。

また、共済組合は「松阪市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱」の規定に準じ、排除措置を行うべき者と認められる場合には、契約の解除等必要な措置を講ずることができるものとします。

キ 受託者が契約書に定める義務を履行しないため、共済組合に損害を与えたときは、その損害額に相当する損害賠償金を支払わなければならない。

### 第3 企画提案コンペに係る事項

#### 1 企画提案コンペ参加の要件

(1) 本企画提案コンペに参加できる者（以下「参加者」といいます。）は、委託業務を効果的かつ効率的に実施することができる単体の法人その他の団体（NPO法人、財団法人等の公益法人、任意団体等を含む（以下「法人等」という。））又は個人で、次の全ての要件を満たしていることとします。

ア 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により本市又は他の地方公共団体から指定管理者の指定を取り消された者（当該処分の日から起算して2年以上経過した者を除く）でないこと

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当する者でないこと

ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立てがなされている者（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含み、同法に基づき更生手続開始の申し立てをされた者で同法199条第1項若しくは第2項又は第200条第1項の規定による更生計画認可を受けている者を除く。）でないこと

オ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申し立てがなされている者（同法附則第3条第1項の規定により、なお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）でないこと

カ 役員に次の（ア）又は（イ）のいずれかに該当する者がいないこと（個人の場合は当該個人が次の（ア）又は（イ）のいずれかに該当していないこと）

（ア）破産者で復権を得ない者

（イ）禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

キ 本市又は地方公共団体の業務委託の入札及び契約等に関する規程等により、指名（入札参加資格）停止等の措置を受けている期間中である者又は同規程等に定める指名（入

札参加資格) 停止要件に該当する者でないこと。

- ク 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと
- ケ 過去3年間、国税又は地方税を滞納している者でないこと
- コ 法人等で参加する場合は、法人等が食品衛生法の許可を持ち、食堂、レストラン又は給食施設における直近で3年以上の営業実績があること。
- サ 個人で参加する場合は、参加する個人（本人）が、食品衛生法の許可を持ち、食堂、レストラン又は給食施設における直近で3年以上の営業実績があること。又は、食堂、レストラン又は給食施設の法人等において、直近で3年以上の食品調理業務従事の実績がある者。

## (2) 留意事項

提案書を提出した日から結果通知が届く日までに、次のいずれかの場合に該当することとなったときは、失格となります。

- ア 仮差押、仮処分、競売、破産手続開始、会社整理開始、会社更生手続開始、別精算手続開始又は民事再生手続開始の申立がなされたとき
- イ 成年後見、保佐、補助の開始決定を受けたとき
- ウ 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、その業務執行が困難と見込まれるとき
- エ その他受託に着手し、又は営業を遂行することが困難になると認められる事由が発生したとき

## 2 企画提案コンペの手續に関する事項

### (1) 担当部署

住 所：松阪市殿町1340番地1 松阪市役所本庁舎 地下1階

担 当：松阪市職員共済組合

担当者：近田（コンダ）

電話番号：0598-53-4180

FAX 番号：0598-26-8022

E-mail：kyosai@city.matsusaka.mie.jp

### (2) 募集要項の交付期間及び交付場所

令和8年3月11日（水）から 令和8年4月30日（木）まで

※土曜日、日曜日、祝日を除く午前9時から午後4時30分までの時間帯に、上記（1）の担当部署でお渡しします。

※松阪市のホームページからダウンロードすることも可能です。なお、郵送での配布は

行いません。

※松阪市HP（入札・契約に係る情報の公表（物品等） トップ）：

<https://www.city.matsusaka.mie.jp/site/buppin05/uriharai.html>

### （3）質問事項の送付

応募に当たり、ご質問等がある場合は次のとおり提出してください。ご質問に対する回答は、受付後速やかに質問者に対し行い、また、松阪市HP上で公表します。

#### ア 受付期間

令和8年3月11日（水）から 令和8年4月30日（木）午後4時30分まで（必着）

#### イ 送付方法

（別紙1）「質問書」で、上記（1）の担当部署まで郵送、又はFAX、電子メールにより送付・送信してください。

ウ 電子メールで送信する場合は、件名の冒頭に「企画提案コンペ質問書」と記入してください。

### （4）現地確認について

現地確認は下記の期間中随時行いますので、希望される方は（別紙2）「事業委託業務現地見学（確認）申込書」を、上記（1）の担当部署へ3日前までに提出してください。

#### 【現地確認実施期間】

令和8年3月11日（水）から 令和8年4月30日（木）まで

※土曜日、日曜日、祝日は除きます。

※見学時間は午後3時から午後4時30分までです。

※郵送、又はFAX、電子メールで提出してください。なお、電子メールで送信する場合は、件名の冒頭に「企画提案コンペ現地見学申込」と記入してください。

### （5）提案書等の提出

#### ア 提出書類

次の資料を提出してください。提出部数の記載がない限り、各資料1部提出してください。

（ア）参加申込書兼誓約書（様式1）

（イ）提案書（様式2）

※提案書には、「1週間分程度のメニュー」・「価格表」と、提案メニューのうち日替り定食等代表的なもの1食フルセットの写真を添付してください。

（ウ）登記簿謄本又は現在事項証明書（全部）（原本）（法人等のみ）

（エ）直近事業年度の事業報告書及び直近3事業年度の財務諸表（法人等のみ）

（オ）直近3年分（令和7年、6年、5年分）の確定申告書及び附表の写し、又は源泉

徴収票（個人のみ）

（カ）「退職証明書」又は「職歴証明書」（個人のみ）

※退職した事業所、又は退職する予定の事業所で発行されたものを提出してください。証明書は事業所の名称、所在地と参加者個人の在籍期間（入社等、退社等の年月日）、業務内容、雇用形態（正社員、契約社員、アルバイト、パート等）の記載が必要です。なお、指定様式はありません。

（カ）納税関係

- a 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のないこと用）」（所管税務署が企画提案資料提出期限の6か月前までに発行したもの）の写し
- b 三重県に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、県税についての「納税確認書」（三重県の県税事務所が企画提案資料提出期限の6か月前までに発行したもの）の写し
- c 松阪市に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、完納証明書（松阪市が企画提案資料提出期限の6か月前までに発行したもの）の写し
- d 個人で申し込む場合は、お住いの市町村の完納証明書の写し

（キ）過去3年間に食品衛生法に基づく行政処分を受けている場合には、処分の概要、原因及び対応を記載した資料

イ 提出期限

令和8年5月20日（水）午後4時30分（必着・郵送可）

※FAX及び、電子メールで提出することはできません。

ウ 提出先 上記（1）担当部署に同じ

エ 留意事項

- ・提案書の作成や郵送に要する費用、後掲のプレゼンテーションに要する経費は、提出者の負担となります。
- ・提出された書類は返却しません。
- ・提出された書類に虚偽の記載があつた場合は、無効とする。
- ・提案内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている全ての事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て提出者が負うものとします。
- ・提出期限後の提出書類の変更、差替え又は再提出は認めません（明らかな誤字・脱字の訂正等軽微なものを除く）。
- ・必要に応じ、上記アに記載したもの以外に書類の提出を求める場合があります。

## (6) プレゼンテーション及び審査等

ア 松阪市役所職員食堂事業委託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、次のとおりプレゼンテーションを行っていただきます。

### (ア) プレゼンテーション実施

令和8年5月28日（木）から6月5日（金）の間に実施する予定です

※実施日時等詳細は別途連絡します。

### (イ) 実施場所

松阪市役所本庁舎

※実施場所は別途連絡します。

### (ウ) 実施方法

- ① 15分程度のプレゼンテーションを行います。
- ② プレゼンテーションの後、質疑応答をお願いします。
- ③ プレゼンテーションは提案書に基づき行うこととし、当日に新規資料を配布すること及びスライド機材等を用いることはできません。

## イ 審査

(ア) 選定委員会において審査を行います。

(イ) (別表1) の評価項目及び評価内容に基づき、提案書(様式2) 各項目の提案内容を審査し、最優秀提案者を決定します。提案書とプレゼンテーションとの内容に齟齬がある場合には、提案書に記載された内容で審査します。

(ウ) 最優秀提案者の決定に当たっては、各構成員の評価点の合計が、評価点上限の合計点の60%以上であることを最低基準とします。

(エ) 提案者が1者のみの場合であっても審査を実施し、評価の結果において上記の最低基準を満たすときは、当該提案者を最優秀提案者とします。

## ウ 結果の通知

イの審査結果を踏まえ、共済組合において最優秀提案者を決定し、参加申込書の提出者に対して文書で結果を通知します。決定の時期は、プレゼンテーション実施日から5営業日までに行い結果を通知します。

## 第4 契約に関する留意事項

### (1) 契約の締結

最優秀提案者と共済組合が協議し、委託業務に係る仕様を確定させたうえで、共済組合と最優秀提案者とで契約を締結します。仕様の内容は企画提案書募集要項及び、提案された内容を基礎としますが、必要に応じて協議により内容を一部変更する場合があります。なお、最優秀提

案者と共済組合との間で行う仕様の詳細事項について協議が整わなかった場合には、評価結果において総合評価が次に高い提案者（最低基準を満たす者に限る）と協議を行うこととします。

## （２）覚書の締結

共済組合が必要と認めた場合は、メニュー、価格やその他詳細について提案内容を基礎として最優秀提案者と共済組合が協議し、最優秀提案者と共済組合で覚書を締結します。